

# 戸籍等交付申請書



三沢市長 殿

申請日 平成 年 月 日

どなたについての証明ですか？(本籍が三沢市でない方は請求できません。本籍地でのみ請求できます。)

本籍	三沢市		
(フリガナ)		(フリガナ)	左に同じ
氏名	筆頭者氏名		
生年月日	明・大・昭・平	年	月 日

未婚なら父か母、既婚なら本人か配偶者が筆頭者です。  
筆頭者は亡くなくても変わりません。

必要なものは何ですか？

戸籍	全部事項証明書	部	戸籍の 附票	全部証明書(全員の写し)	部	
	個人事項証明書	部		個人証明書(一人の写し)	部	
	一部事項証明書	部		除附票	謄本(全員の写し)	部
改製原戸籍	改製原戸籍謄本	部	抄本(一人の写し)		部	
		改製原戸籍抄本	部	相続書類	の方について、出生から死亡までの戸籍で三沢市にあるものを一式揃えます。 相続人の戸籍や、附票は含みません。	各
除籍	全部事項証明書(除籍謄本)	部				
	個人事項証明書(除籍抄本)	部	身分証明書			
	一部事項証明書	部	本人からの請求に限ります。 (未成年の場合、親権者も請求できます)	部		

窓口に来た方は、どなたですか？

住所			
署名		電話	- -
の方との関係	で困ってください。 本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母 以下の記載は不要です。 その他( ) 以下も記入してください。		

でその他に該当した方のみ、使いみちを書いてください。

本人に頼まれた 委任状又は承諾書が必要です。	
( )の手続きで、( )の証明として( )へ提出。	
職務上請求	事業所名 (使用者氏名 )
	事業所所在地 (連絡先 - - )
債権保全に 関する請求には 契約書の写しが 必要です。	使いみち(具体的に書いてください)

偽りその他不正の手段によって交付を受けたときは、5万円又は30万円以下の過料に処せられます。(戸籍法121条の2)(住基法47条の2) プライバシーの侵害等につながるような請求には応じられません。

除附票の保存年限は、5年です。必要に応じて廃棄済証明書を発行します。

職員記入欄 手数料

免・旅・保・年・住・保証書	
{	円